

県土マネジメント部建築工事検査要領

（目的）

第1条 県土マネジメント部が発注する建築工事（設備工事及び技術管理課長が特に必要と認めた工事を含む。以下「建築工事」という。）の請負契約の適正な履行を確保し、給付の完了の確認をするため、地方自治法第234条の2第1項に規定する検査の実施に関する事務の取扱いについては地方自治法施行令、奈良県契約規則その他別に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語は、それぞれ各号に定めるところによる。

- （1）検査とは、建築工事が請負契約に係る設計図、仕様書その他契約関係図書（以下「設計図書」という。）に定められたとおりに履行されたかどうかの確認を行うことをいい、完成検査、完済部分検査、部分使用検査、中間技術検査及び既済部分検査をいう。
- （2）完成検査とは、請負契約書第32条に規定する工事の完成を確認するための検査をいう。
- （3）完済部分検査とは、請負契約書第39条に規定する指定した部分の工事が完了したことを確認するための検査をいう。
- （4）部分使用検査とは、請負契約書第34条に規定する工事の完成引渡し前に使用する部分を確認するための検査をいう。
- （5）中間技術検査とは、工事の施工途中において当該工事の進捗、実施状況等を確認するための検査をいう。
- （6）既済部分検査とは、請負契約書第38条に規定する工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合及び請負契約書第53条に規定する工事の完成前に契約を解除された場合において、工事の出来形部分を確認するための検査をいう。
- （7）検査員とは、地方自治法第234条の2第1項の検査を行うため任命を受けた職員をいう。

（検査員の任命）

第3条 検査員は、県土マネジメント部に所属する検査員資格を有する者のうちから知事が任命する。

2 検査員に任命された職員にあっては、知事がその身分を示す証明書を発行する。

3 第1項の検査員資格を有する者について必要な事項は別に定める。

（検査の区分）

第4条 検査は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める検査員が行う。

- （1）一件の当初設計額が500万円（設備工事にあっては2,300万円）以上の工事（以下「技術管理課検査」という。）。
技術管理課長が命ずる者。

- （2）一件の当初設計額が500万円（設備工事にあっては2,300万円）未満の工事。事業課（室）の長又は県土マネジメント部各出先機関の長（以下、「所属長」という。）。)

がその配下の検査員のうちから命ずる者。

2 検査員は、当該工事の監督員以外の者でなければならない。

3 検査は、原則として2名以上の検査員によって行わなければならない。

（検査の時期）

第5条 検査は、次に定める場合に行う。

（1）完成検査は、当該工事の受注者から完成通知書の提出があった場合に行う。

なお、技術管理課検査にあつては、当該工事を発注した部署から完成通知書を添付した完成検査請求書（第7号様式）の提出があったときに行う。

（2）完済部分検査は、当該工事の受注者から指定した部分の指定部分完成通知書の提出があった場合に行う。なお、技術管理課検査にあつては当該工事を発注した部署から指定した部分の指定部分完成通知書を添付した完済部分検査請求書（第8号様式）の提出があったときに行う。

（3）部分使用検査は、当該工事の一部を使用しようとする場合であつて当該工事の受注者の使用同意承諾を得たときに行う。なお、技術管理課検査にあつては、当該工事を発注した部署から使用同意書等を添付した部分使用検査請求書（第9号様式）の提出があったときに行う。

（4）既済部分検査は、当該工事の受注者より請負工事既済部分検査請求書の提出があり、部分払いを行う場合及び工事の完成前に契約を解除された場合に行う。

なお、技術管理課検査にあつては、当該工事を発注した部署から既済部分検査請求書（第10号様式）の提出があったとき、又は工事の完成前に契約を解除された場合において、工事の出来形部分を確認するときに行う。

（5）中間技術検査は、県土マネジメント部建築工事の監督及び検査の実施に関する取扱い要領（昭和62年3月3日付け技号外）第3章第4に規定する中間技術検査の時期等である場合に行う。

なお、技術管理課検査にあつては、当該工事を発注した部署から中間技術検査請求書（第11号様式）の提出があったときに行う。

（検査の通知）

第6条 技術管理課長は、前条に基づき検査の請求を受け、検査を実施しようとするときは、検査実施通知書（第1号様式）により、当該工事を発注した所属長に通知する。

2 前項により通知を受け、検査を実施しようとするときは、当該工事を発注した所属長は受注者に検査日時等の必要事項を通知する。

（検査の方法及び基準）

第7条 検査は、建築工事技術検査基準（平成3年4月1日付け技第7号）及び建築工事検査指針（平成3年4月1日付け技第7号）に基づいて行う。

（検査の立会い）

第8条 検査には、それぞれ次の者が原則として立会いをしなければならない。

（1）完成検査・完済部分検査は、受注者又は現場代理人、主任技術者（監理技術者）、

総括監督員、主任監督員及び一般監督員。

(2) 部分使用検査・既済部分検査・中間技術検査は、受注者又は現場代理人、主任技術者（監理技術者）、総括監督員又は主任監督員及び一般監督員。

（説明等の要求）

第9条 検査員は、当該工事の監督員及び受注者から、検査に必要な設計図書の提示及び検査に必要な事項の説明を求めることができる。

2 監督員及び受注者は、前項の規定により検査員から設計図書の提示又は説明を求められた場合は、検査員の求めに応じなければならない。

（工事の手直し指示等）

第10条 検査員は、検査を実施した結果、手直しの必要がある場合には手直し工事指示書（第2号様式）により期間を定めて工事の手直しを指示しなければならない。

なお、手直しの部分が重大な場合その他必要と認められるものについては、総括監督員若しくは主任監督員と協議のうえ、すみやかに手直し工事を指示する。

2 検査員は、前項に基づく手直しを指示した場合は、手直し工事指示報告書（第3号様式）により検査命令者に報告しなければならない。

3 検査員は、修補が必要と認められる事項又は緊急を要する事項については、検査記録表[指示・報告]（建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（平成15年6月19日付け技第45号）様式39）により必要な措置を指示することができる。

（手直し等の再検査）

第11条 検査員は、前条第1項に基づく手直し指示による工事が完了し、手直し工事完了届（第4号様式）の提出があったときは手直し検査を行う。

2 検査員は、前項に基づく手直し検査を行った場合は、手直し工事指示報告書（第5号様式）により検査命令者に報告しなければならない。

（検査の中止）

第12条 検査員は検査の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに検査命令者に報告して、その指示を受けなければならない。

(1) 受注者、現場代理人、主任技術者（監理技術者）又はその使用人その他の者が検査の実施を妨害し、又は検査員の指示に従わず検査の実施が困難なとき。

(2) 検査を実施することが不適当と認められるとき。

2 検査命令者は前項各号に該当する事実があると認めたときは、適切な措置を講ずるよう当該工事を発注した所属長に求めることができる。

（検査結果の報告）

第13条 検査員が検査を完了したときは、当該検査の結果についての報告は次の各号のとおりとする。

ただし、一件の当初設計金額が500万円未満の場合の検査結果の報告については、完成検査書（第6号様式）により、当該工事を発注した所属長に行う。

なお報告の際は検査記録表及び検査状況写真を添付する。

- (1) 完成検査 完成検査報告書（第12号様式）により技術管理課長に報告する。
また県土マネジメント部建築工事成績評定要領（平成8年12月18日付け技第69号）第6の定めによる報告を併せて行う。
- (2) 完済部分検査 完済部分検査報告書（第13号様式）により技術管理課長に報告する。
また県土マネジメント部建築工事成績評定要領（平成8年12月18日付け技第69号）第6の定めによる報告を併せて行う。
- (3) 部分使用検査 県土マネジメント部建築工事成績評定要領（平成8年12月18日付け技第69号）第6の定めにより、技術管理課長に報告する。
- (4) 既済部分検査 既済部分検査報告書（第14号様式）により、技術管理課長に報告する。
- (5) 中間技術検査 県土マネジメント部建築工事成績評定要領（平成8年12月18日付け技第69号）第6の定めにより、技術管理課長に報告する。

附 則

（施行期日）

平成 2年 4月 1日施行	（平成 2年 4月 1日 技第 5号）
平成10年 4月 1日改正施行	（平成10年 2月 6日 技第121号）
平成13年 5月 1日改正施行	（平成13年 4月25日 技第 25号）
平成14年11月 1日改正施行	（平成14年10月16日 技第131号）
平成16年 5月 1日改正施行	（平成16年 4月30日 技第 33号）
平成18年 4月 1日改正施行	（平成18年 3月31日 技第187号）
平成20年 7月 1日改正施行	（平成20年 6月30日 技第 97号）
平成23年 4月 1日改正施行	（平成23年 4月 1日 技第 8号）
平成25年 4月 1日改正施行	（平成25年 4月 1日 技第 2号）
平成28年 8月 1日改正施行	（平成28年 7月 8日 技第 77号）
平成29年 8月17日改正施行	（平成29年 8月17日 技第130号）
平成30年12月 1日改正施行	（平成30年11月29日 技第216号）
平成31年 4月 1日改正施行	（平成31年 3月27日 技第321号）
令和 2年 1月 1日改正施行	（令和 元年12月19日 技第231号）
令和 3年 2月 1日改正施行	（令和 3年 1月20日 技第224号）
令和 7年 6月 1日改正施行	（令和 7年 5月30日 技第 59号）